

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	災害援護貸付金		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度		担当課室	総務課災害救助・救援対策室		古都 賢一		
会計区分	一般会計		施策名	VII-3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項		関係する計画、通知等	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの財源として必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(対象災害)都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害 (受給者)上記災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者 (貸付限度額)350万円 (貸付原資負担)国2/3、都道府県・指定都市1/3							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	380	380	200	200	200	
		補正予算						
		繰越し等		▲ 101				
	計	380	279	200	200	200		
	執行額	30	27	74				
執行率(%)	8%	10%	37%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)	
	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸付するものであり、成果指標の設定になじまない			成果実績	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸付するものであり、成果指標の設定になじまない			活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-
単位当たりコスト	-		算出根拠	-				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	貸付金	200	200					
	計	200	200					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	災害甲慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ負担すべき事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	実績が貸付見込数を下回ったため
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	災害援護貸付金に必要な費目に限定されている。
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>本事業は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる（事業が実施される）ため、コストの削減等の点検にはなじまないと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。</p> <p>なお、平成23年までの災害援護貸付金の予算執行率は低いが、東日本大震災への特例措置として被災者からの貸付申請期間を「被災した日の翌月から3か月以内」から「平成30年3月31日まで」に延長したことから、平成24年度以降は、これらの需要に対応するため予算執行率は改善されると考えている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>平成23年度までの実績としては予算の縮減を検討すべきところであるが、東日本大震災への特例措置に対応すべき点を考慮すると、現在の予算額及び事業の必要性は概ね妥当であり、引き続き効率的な執行に努めること。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
現状通り	-		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	390

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
74百万円

災害援護資金の貸付を行った市町村を含む都道府県又は指定都市に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項に定める負担割合(指定都市又は都道府県が市町に貸し付ける貸付額の2/3)を交付



A. 7縣市
74百万円

災害援護資金の貸付を行った市町村に対し、都道府県が災害弔慰金の支給等に関する法律第11条第1項に定める割合(市町村貸付額の全額)を負担

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に定める対象者に貸付

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.三重県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付金	災害援護貸付金	30			
計		30	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	三重県	災害援護資金の貸付	30		
2	和歌山県	災害援護資金の貸付	13		
3	新潟県	災害援護資金の貸付	12		
4	岡山県	災害援護資金の貸付	11		
5	福島県	災害援護資金の貸付	5		
6	鹿児島県	災害援護資金の貸付	2		
7	新潟市	災害援護資金の貸付	1		
8					
9					
10					